

提言

刑事司法と外国人の人権



このパンフレットは「海野人権基金」の援助で作成されました。

社団法人 自由人権協会

東京都港区愛宕1丁目6番7号 愛宕山弁護士ビル306号

〒105 電話 03(3437)5466

●提言「刑事司法と外国人の人権」●1991年2月14日発行

定価525円(本体価格500円)

ISBN4-915723-04-6

禁無断転載

JCLU
JAPAN CIVIL
LIBERTIES
UNION

社団法人 自由人権協会

まえがき

日本の刑事司法は、在日外国人に対して二重、三重に差別的に運用されているのではないかという疑いがある。

第一に、外国人に対する刑事司法では、日本国民にはしないような不当な取扱いがなされているのではないか。日本国民が犯した場合には「めこぼし」されるようなごく軽微な犯罪なのに逮捕、起訴された外国人の事件が少なくない。また、同種の事件での日本人被告人と比較すると量刑が異常に重すぎるように思える事例もある。もし、犯罪と刑罰の均衡が外国人の裁判で不当にゆがんでいれば、ことは法の下の平等やデュー・プロセスの保障という憲法原則に抵触してくるだろう。

第二に、日本語の理解が不十分な外国人が、そこにつけこまれて、被疑者、被告人として過重な負担を負わされている恐れがある。実際に逮捕手続き、取調べ、公判手続きの各内容と、それぞれに対応した被疑者、被告人としての権利を十分に理解できないままに処理されている事例がある。通訳を介在させる取調べや公判手続きでは、それが適正に行われているとはどうも思えないような場合がしばしば起きる。言語のハンディキャップに乗じた不平等な処遇は許しがたい。

さらに、日本の刑事司法当局が、外国人の宗教上のタブーや文化的な特性を理解できず、あるいはこれを故意に無視して機械的に日本人と同一の扱いをするために、被疑者、被告人の処遇の上で著しい人権侵害を生むこともある。

第三に、多くの外国人の刑事事件では、司法手続きと出入国管理手続きとが密接に関係している。被告人の退去強制手続きだけでなく、外国人たる被害者や証人が出国させられた後の裁判の進行も問題が多い。

当協会は、会員の弁護士の間から投げかけられたこのような疑問点を検討し、事態の改善を図るために、「在日外国人の権利」小委員会を通じて調査と議論を深め

てきた。また、在日アジア人救援運動の関係者、弁護士会、最高裁事務総局などとの話し合いも行った。今回、これまでの成果をまとめた報告書が完成したので、これを提言として刊行して世論の理解の深まりを期待することとした。なお、本報告書は、同小委員会のメンバーである、竹岡八重子、大貫憲介、藤村耕造、秀嶋ゆかり、江橋崇が起草し、理事会での検討を経て確定したものである。

1991年2月

社団法人 自由人権協会

代表理事 伊藤和夫

同 山田卓生

同 内田剛弘

目 次

提言の趣旨 4頁

用語について 5頁

I 捜査・起訴段階における外国人・被告人の権利 7頁

II 公判段階における外国人被告人の権利 17頁

III 微罪起訴などの運用 24頁

IV 拘留された外国人被疑者・被告人の処遇 30頁

V 刑事手続きと出入国管理との関連 35頁

資料1 アメリカ合衆国の法廷通訳法について 40頁

資料2 アメリカ合衆国法廷通訳法 43頁

提言の趣旨

今回の提言は、日本語を解さない外国人に対する刑事司法について、現在の日本の運用を国際人権のレベルから見直すという視点から作成した。もとより、いわゆる在日外国人に対する刑事司法に全く問題がないとの立場に立っているものでもなく、また、日本人に対する刑事司法に問題がない訳でもない。

提言は、運用の改善で対処できるものについては運用の改善を提言し、新たな制度が必要なものはその旨の提言を行っている。

なお、1990年12月18日に、「移住労働者及びその家族の保護に関する国際条約」が国連総会で採択された。今回の提言に右条約を取り入れる時間的余裕がなかったため、右条約についての検討は別の機会に行う予定である。

用語について

来日外国人（来日アジア人）

短期滞在資格の外国人（アジア人）のうち、米軍関係者を除いた者をいう。なお、いわゆる在日外国人のうち、日本語の理解力が不完全な者については、来日外国人と同様な問題があることは指摘するまでもない。

第一言語

最もよく理解できる言語。例えば、パンジャブ州出身のパキスタン人の第一言語は、パキスタンの国語であるウルドゥー語ではなくパンジャビ語であるのが通常である。ある者の第一言語は、その者の生育過程において決定されることに留意すべきである。

理解できる言語

第一言語ないしそれと同程度に理解できる言語を指す。刑事司法は刑罰権の行使という重大な不利益を被告人にもたらすものであること、刑事司法において第一言語の通訳が望ましいことを否定する実務法曹はおそらくいないであろうこと、および警察における取調べでは部内通訳で捜査を遂行したいがためにやや無理をしてでも英語の通訳が付されている実態があることなどを考慮すると、「理解できる言語」を広く解することは極めて危険である。

要通訳事件

刑事手続きを進めるにあたって、通訳が必要とされる事件

B規約

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）。日本については1979年9月21日に発効。

ヨーロッパ人権条約

人権及び基本的自由保護のための条約。1953年9月3日発効。

国連新原則

あらゆる形態の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則。Body of Principles for the Protection of All Persons Under Any Form of Detention or Imprisonment. 1988年12月国連第43会総会において採択。

外国人の権利宣言

居住する国の国籍を有しない者の人権に関する宣言。1985年12月、国連総会で採択。

刑訴法

刑事訴訟法

刑訴規則

刑事訴訟規則

ヨーロッパ刑事施設規則

ヨーロッパ21カ国が加盟するヨーロッパ会議の閣僚委員会第404会議において採択された加盟各国に対する閣僚委員会勧告R(87)3号添付の規則

最低基準規則

1955年8月30日、国連総会で採択された被拘禁者処遇最低基準規則。

世界人権宣言

1948年12月10日、国連総会で採択。

入管法

出入国管理及び難民認定法

I 捜査・起訴段階における 外国人被疑者・被告人の権利

① 外国人被疑者に対する逮捕状の罪名、罰条、被疑事実の要旨は原則として、被疑者が理解できる言語により記載された翻訳文が添付されていなければならない。

特に罪名、罰条については、被疑者が理解できる言語が特殊な言語であつて、予め翻訳することが事実上不可能である場合を除き、必ず被疑者が理解できる言語により記載された翻訳文が添付されなければならない。

② 同じく逮捕後、ただちに被疑者の理解できる言語を調査し、逮捕状(①により添付された翻訳文を含む)記載の言語が理解できない場合は、速やかに(遅くとも弁解録取書作成の時までに)被疑者が理解できる言語で、逮捕状の罪名、罰条、被疑事実の要旨が告知されるべきである。

現行犯逮捕の場合も、逮捕後速やかに(遅くとも弁解録取書作成の時までに)被疑者が理解できる言語で、逮捕状の罪名、罰条、被疑事実の要旨が告知されるべきである。

③ 同じく勾留状の罪名、罰条、被疑事実の要旨についても、被疑者が理解できる言語により記載された翻訳文が添付されていなければならない。

B規約9条2項は、「逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。」と定めている。この規定の審議にあつた国連総会第三委員会の討議では、この被疑者の逮捕理由及び被疑事実の告知を受ける権利の規定は、本人が理解できる言語で告知を受ける趣旨を含んでいるとの解釈が示されている。

また、B規約14条3項は、「すべての者は、その刑事上の罪の(criminal charge)決定について、十分平等に」「(a)その理解する言語で速やかに、詳細にその罪の性質及び理由を告げられる」権利を有する、と定めている。なお、B規約14条3項と同旨の規定を持つヨーロッパ人権条約6条については、勾留請求

後は、“charged”された者として、本項の保障が及ぶものと解されている。

さらに、国連新原則は、原則10において同旨の権利を保障するとともに、原則14において「逮捕・抑留・拘禁を行う当局によって用いられる言語を十分に理解し又は話すことができない者は、その者の理解する言語により、原則10（略）に関する情報を速やかに告知される権利を有」すると定め、上記B規約9条2項の趣旨を明確にし、自己の理解できる言語により逮捕理由及び被疑事実の告知を受ける権利を保障している。

また、国連新原則は原則11の2項及び原則14において、自己の理解できる言語により抑留命令及びその理由について通知を受ける権利を保障している。

したがって外国人被疑者は、①逮捕時ににその理解できる言語により逮捕の理由（逮捕状記載の罪名がこれにあたる）を告知される権利、②逮捕時あるいは逮捕後できる限り速やかにその理解できる言語により被疑事実（逮捕状記載の被疑事実の要旨がこれにあたる）の告知を受ける権利、③勾留時あるいは勾留後できる限り速やかにその理解する言語で勾留理由を通知される権利、を有するのである。

刑訴法は、通常逮捕に際しては被疑者への逮捕状の呈示を（201条）、現行犯逮捕については司法警察員あるいは検察官に引致された段階で犯罪事実の要旨の告知をそれぞれ求めている（203条1項、204条1項）。

また、勾留については、被疑者に勾留状を示さなければならないと規定している（73条2項、207条1項）。

しかし逮捕状に被疑者の理解できる言語で逮捕理由・被疑事実（具体的には「罪名」及び「被疑事実の要旨」）を記載すべきこと、また現行犯逮捕の際の犯罪事実の要旨の告知についても被疑者の理解できる言語で告知すべきこと、について明文の規定を欠いている。勾留状の記載についても同様である。

そして実務上も逮捕状、勾留状は日本語でのみ記載がなされ、これを示して逮捕勾留する扱いがされている。さらに逮捕時あるいはこれと近接したときに逮捕状あるいは勾留状の記載内容が通訳されることは必ずしも行われず、通訳されるまで逮捕・勾留の執行が延ばされる扱いともなっていない。現行犯逮捕の場合の被疑事実の要旨の告知についても同様である。

自分がどのような犯罪を犯したと疑われ、逮捕、勾留されているかを知ることが、被疑者が防御権を行使するのに必要不可欠な、もつとも基本的な権利と言える。し

かし日本語のわからない外国人に、日本語で書かれた逮捕状、勾留状を示してもいかにほどの意味があるというのだろうか。先にあげた刑訴法の規定及びこれに関する現行の実務は明らかにB規約9条2項、14条3項（a）、国連新原則の原則10、同11の2項、同14に反している。また、憲法33条の令状主義にも反するものであろう。

したがって上記提言①、②、③のとおり刑訴法が改正されるべきである。また、改正までの間においても、憲法およびB規約の下で、刑訴法の上記諸規定は当然に上記提言①、②、③の要求を含んでいるものと解釈し、実務の運用をあらためるべきである。

なお、逮捕状の被疑事実の要旨の告知については、英語、仏語、中国語、朝鮮語など比較的多くの来日外国人が使っている言語については、逮捕状発布段階でそれによる記載を求めても、捜査機関に過重の負担を強いるものではない。罪名、罰条の記載については、定型的なものであるため、通訳者の少ない言語であっても予め翻訳しておくことは可能なはずであるので、特殊な言語であって、予め翻訳することが不可能な場合を除き、必ず逮捕状発布段階で記載されるべきである。

④ 外国人被疑者を逮捕した場合には、捜査当局は、逮捕の時またはその後できる限り速やかに（遅くとも弁解録取書作成の時までに）、被疑者が理解できる言語で、弁護人選任権、黙秘権、家族等に拘禁に関する事実を通知する権利、自国の領事館、大使館と通信する権利を告知しなければならない。また、裁判所も勾留質問の際、被疑者が理解できる言語で上記権利を告知しなければならない。

国連新原則の原則13は「何人も逮捕時及び抑留・拘禁の開始時もしくはその後速やかに逮捕・抑留・拘禁を行う当局から、逮捕・抑留・拘禁に関する被拘禁者の権利及び権利行使の方法を告知され説明されるものとする」と定め、原則16の1項において、家族その他適切な者に逮捕・抑留・拘禁の事実、現在拘禁されている場所を自らまたは捜査当局等をして通知する権利を、2項において自国（または国

際法により通知を受ける権限を有する国等)の領事館、大使館と通信する権利を、原則17で弁護士の援助を受ける権利を、それぞれ保障している。そして原則14において、その者の理解できる言語により、被拘禁者の権利について告知・説明がなされなければならないこと、及び「逮捕に引き続く法律上の手続に関して、必要ならば無料で通訳を受ける権利を有する。」と定めている。

刑訴法では、被疑者に弁護人選任権、黙秘権等を、さらに逮捕拘留中の被疑者には、これらに加えて弁護人との接見交通権等を保障している。そして司法警察員あるいは検察官が被疑者を逮捕したとき、または逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに弁護人選任権を告知すべきこと(203条1項、204条1項)、被疑者を取り調べるに際しては、取り調べに先立って黙秘権を告知すべきことを要求している。

しかし同法は、これらの被疑者の権利告知に関して、その被疑者の理解できる言語でなされるべきことを明文では要求していない。そして実務においても、必ずしも逮捕後被疑者の理解できる言語でこれらの権利の告知がされる扱いとはなっていない。

また、同法は、原則16の1項で定める家族等に拘禁に関する事実を通知する権利、原則16の2項の自国の領事館、大使館と通信する権利については、何ら被疑者に告知する規定をおいていない(実際の実務の運用については、IVを参照のこと)。

日本国民の被疑者についてさえ、逮捕・勾留された場合の被疑者の権利について正確な知識のある人は多くはない。ましてや滞日歴の短い外国人の場合、日本の刑事手続について正確な理解があることはまず期待できない。日本と異なる刑事手続制度をとり、黙秘権等の被疑者の権利についても日本法に比べて保障されていない国もあり、そのような国から来た被疑者は、遠い異国で拘禁されていることの心理的な負担も加わって、日本人被疑者以上に捜査官に対して弱い立場にあると言える。

先にあげた刑訴法の規定及びこれに関する現行の実務は明らかに国連新原則の原則13、同14、同16の1項、2項、同17に反している。また、憲法34条の弁護人選任権の保障の趣旨にも反する。したがって上記提言④のとおり刑訴法が改正されるべきである。もしくは憲法および国連新原則の下で、刑訴法の上記諸規定

は当然に上記提言④の要求を含んでいるものと解釈し、実務の運用をあらためるべきである。以上のことは、裁判所による勾留の際も同様である。

なお、上記権利の告知については、基本的な内容について文書で告知する扱いにすれば、通訳者の少ない言語であつても予め翻訳しておくことができるので、提言④の実現は十分に可能なはずである。

⑤ 起訴状を外国人被告人に送達する際には、起訴状の罪名、罰条、公訴事實は、被告人が理解できる言語により記載された翻訳文が添付されていなければならない。

B規約14条3項は「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に」その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質および理由を告げられる権利を有すると定め(同項(a))、同項(b)において、防御のための十分な時間と便益が与えられるべきことが定められている。

刑訴法では、公訴が提起されたときには裁判所は遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達するものとしている(271条)。しかし、起訴状の公訴事實、罪名、罰条を被疑者の理解できる言語で記載すべきことについて明文の規定を欠いている。そして実務上も起訴状は日本語でのみ記載がなされ、これがそのまま送達される扱いがされている。起訴状送達のと看またはこれと近接したときに起訴状の記載内容が翻訳されることは必ずしも行われていない(京都地判1990年10月9日は、翻訳文なしの起訴状の送達を有効としているが不当である)。このため、多くの外国人被告人は、弁護人が選任されて接見に来た時点で初めて、起訴状の記載内容を知り得るのである。このような取り扱いは明らかにB規約14条3項に違反している。

勾留後、起訴までの間は一週間以上あるのが通例であることから考えて、提言⑤の実現は十分に可能なはずである。

したがって上記提言⑤のとおり刑訴法が改正されるべきである。もしくはB規約14条3項の下で、刑訴法の上記諸規定は当然に上記提言⑤の要求を含んでいるものと解釈し、実務の運用をあらためるべきである。

- ⑥ 外国人被疑者ないし証人の取調は、被疑者が理解できる言語でおこなわれなければならない。これに反した方法で作成された供述録取書は証拠能力を否定されるべきである。
- ⑦ 日本語を十分に理解できない外国人被疑者ないし証人の取り調べについては、これを録音し、録音テープを捜査記録として保存し、必要に応じて裁判所への提出を認めるべきである。
- ⑧ 通訳人を介して外国語により取り調べがおこなわれて作成された供述調書については、通訳の正確性を確認するため、通訳人を公判廷で尋問することを証拠能力の要件とすべきである。
- ⑨ 捜査官が直接に被疑者ないし証人を外国語により取り調べた場合においては、供述調書は当該外国語で作成し、これに日本語の翻訳文を添付したものに限り、証拠能力を認めるべきである。

外国人の権利宣言は、5条C項において、刑事手続全体において、無料の通訳の援助を受ける権利を保障している。しかし、日本の現行捜査実務においては、取調べの際、通訳を受ける権利が保障される扱いにはなっていない。

日本語が不自由な外国人被疑者及び証人については、現在、ア、捜査官が日本語で取り調べる、イ、捜査官が外国人被疑者の理解できる言語で取り調べる、ウ、捜査官は日本語で取り調べ、通訳人が通訳する、の3つの形式で取り調べられ、供述録取書が作成されている。

警察庁の調査によれば、昭和62年中に検挙された来日外国人被疑者のうち、3745人の通訳使用状況は次のとおりである。

- (1) すべて日本語を使用して取調べを行った・・・1521件(40.6%)
 - (2) 捜査官自身が外国語で取り調べた場合及び警察部内の通訳を介して取調べを行った場合・・・1666件(44.5%)
 - (3) 民間へ通訳を委託した場合・・・558件(14.9%)
- (「警察における通訳の現状と今後の展望」警察学論集42巻6号20頁)

そもそもア、の場合には、外国人被疑者、証人は、捜査官の質問内容を正確に理解

できず、また、捜査官に対して返答する場合も、日本語で正確に意味を伝えることができない。また供述録取書を読んで聞かされても、その内容を正確に理解できない。

したがって、このような供述録取書は、被疑者、証人の供述を録取したものとは言えないから、証拠能力を認めるべきではない。

イ、ウの場合にも、現在の供述録取書の作成方法では、外国人被疑者、証人の供述がどこにも残らず、当該捜査官ないし通訳人が正確に通訳を行ったかについて、点検する方法がない。

被疑者段階で作成される供述録取書について、その正確性を検証できる手段を講じておくことは、公判段階での供述保存以上に重要である。第一に刑訴法では、被疑者の供述録取書の証拠能力の要件が緩やかであり、被疑者の供述録取書は殆どの場合、証拠として許容され、事実認定に大きな役割を果たしているからであり、第二に、公判廷では公開の場で供述がなされるので、通訳の正確性について被告人・弁護人側にチェックする機会があるが、取調べについてはかかる機会がないからである。

したがって上記提言⑦のとおり刑訴法が改正されるか、もしくは実務の運用をあらためるべきである。

次に、外国人被疑者・証人が外国語で取り調べをうけた結果作成された供述録取書の証拠能力の許容性についても、日本人被疑者・証人の場合と異なる考慮が必要である。取調べ自体は外国語で行われているのに、供述録取書は日本語で作成されるので、被疑者・証人の供述の日本語への翻訳、および供述録取書の読み聞けの際の外国語への翻訳が、正確に行われたと推測されなければ、そもそも被疑者・証人の供述を録取した書面とは言えないからである。

この点について、通訳人を介して取り調べが行われた場合(上記ウ)と、捜査官が直接通訳を行った場合(上記イ)とは、証拠能力の要件を別異に考えるべきであろう。通訳人を介して取り調べが行われた場合には、供述録取書の採用にあたり、当該通訳人の通訳能力をチェックする尋問がおこなわれるべきである。(なお、東京高裁昭和51年11月24日判決高刑集29巻4号639頁は、「通訳の能力や通訳時の正確性さらに公平性などは、当該通訳人や取調べ官などを証人として尋問し、あるいは被疑者に対する本人尋問を行うなどの方法によって、事後的に吟味できる」

ことを、通訳人を介して日本語で作成された供述調書に証拠能力を認める根拠としてあげている。)これは英国等諸外国においても同様の取扱がなされている。

次に、捜査官が通訳を務める場合は問題が多い。捜査官は通訳を職業とするものではなく、通訳能力は一般的に高くないと考えられるうえ、実際にも、極めて単純な通訳の誤りを犯す例が多々見られる。

実際にこれまで次のような誤訳事例がみられる。

[誤訳事例①]

事案の概要 一審判決によると、被告人を含むパキスタン人数名が、共謀の上、午前6時30分頃、野球バット、鉄パイプ、ナイフ等を携え、同国人のエージェントら数名から金品を強奪し、その際に被害者1名にナイフで加療約2週間の負傷を負わせたという事例。

被告人Xの司法警察員に対する供述調書

通訳は警察官で、英語。Xは、日常会話程度の英語力。

▽調書 中学卒業後に三年制の工業技術大学に進学。

事実 大学ではなく、高等専門学校。

▽調書 車が走って目的地に向かっていてのどと感じはしましたが、途中パトロールカーと会い一度アパート付近まで戻ったり、近くまで行ってまたパトロールカーに会って脇道に入る等、現場まで到着するまで相当時間がかかっています。

事実 事件は月曜日の未明に起きたが、目的地に行く前にガソリンスタンド(ペトロール・ポンプ)を探すのに時間がかかった。

[誤訳事例②]

事案の概要 一審判決によると、バングラデッシュ人の被告人ら4名は、共謀の上、同国人A及びBから金品を強奪したという事例。

被告人Pの司法警察員に対する供述調書

通訳は、警察官で、英語。被告人は英語よりも日本語の方が得意。担当の警察官の法廷での供述によると、逮捕当日、英語の通訳がすぐに調達できたので、ベンガル語の通訳が調達できるかどうかは確認しなかったという。警察官の証

言によると、その通訳の英語は非常に流暢なアメリカ語で、訛は全くないとのこと。被告人らの話によると、ひどい日本語訛で、よく分からなかったとのこと。なお、被告人の英語能力については何らのチェックもなされていない。被告人Pの取り調べは、英語と日本語を混ぜた言語で質問がなされた。

▽調書 1983年、国立ショーピッド・ソシアルデ大学(二年制)を卒業。専攻は商業科。

事実 高校卒業。警察で大学卒業とは言っていない。

▽調書 大学卒業後、ダッカ市内でプロのチェスプレーヤーとギターリストとして生計を営んでいます。

事実 お金をかけてチェスをやることがある。職業ではない。ギターは趣味。

捜査官が直接に外国語により取り調べた場合には、被疑者・証人の供述の日本語への翻訳、および供述録取書を読み聞かせる際の外国語への翻訳が、一般的に、正確に行われたと推測することは難しい。この場合にはむしろ、被疑者・証人の原供述に近い形で、供述が録取される方法、すなわち取り調べの際使われた言語で供述録取書を作成し、これに翻訳文を添付する方法がとられるべきである。

したがって上記提言⑧、⑨のとおり刑訴法が改正されるか、もしくは実務の運用を改めるべきである。

- ⑩ 在留資格がないか、もしくは公判期間中に在留期間が経過することが明らかでない外国人証人について、捜査段階で供述調書を作成する場合には、原則として裁判官の面前で証人尋問をおこない録取する方法によるべきである。
- ⑪ 上記の場合において、証人尋問の請求がなされなかった場合には、その者の供述を録取した書面は証拠能力を否定されるべきである。
- ⑫ 上記の証人尋問には、被疑者、被告人、弁護人が立ち会い、証人に尋問する権利を認めるべきである。
- ⑬ 刑訴法321条1項2号、3号「国外にいるため」の部分は、「国外にいて召喚請求に応じないため」と改正されるべきである。

外国人被告人の裁判の場合は、被害者等重要な証人もまた外国人であることが多い。この場合に最も問題であるのは、捜査機関により起訴前にこれら証人（参考人）の供述録取書が作成され、その内容が被疑者に不利益なものであるのに、公判段階では、証人が在留期間経過等の理由により国外にいる場合に、実務上、刑訴法321条1項2号または3号の規定により供述録取書が証拠として採用されてしまい、被告人の反対尋問権が奪われる結果となることである。

このような状況の下で、実際に次のような事例が生じた。殺人未遂で起訴されたタイ女性のケースであるが、捜査段階で被疑者にきわめて不利益な被害者その他証人の供述調書が作成されたにもかかわらず、公判段階までにこれら被害者を含む証人はすべて出国したため、公判段階ではこれらの証人を尋問することが全くできなかった。本人は殺意を否定して争ったのであるが、書証だけにより殺人未遂と認定されてしまったのである。

在留資格がないか、もしくは公判期間中に在留期間が経過することが明らかであり、それゆえに証人喚問段階では国外にいる可能性がきわめて高いと予想される証人（参考人）については、その供述を録取する段階で、被疑者側に反対尋問の機会を与える取扱がなされるべきである。すなわち起訴前に裁判官の面前で供述を録取し、その際、被疑者及び弁護人に反対尋問させる扱いがなされるべきである。そしてこれに反する供述調書は証拠から排斥されるべきである。

また、証人が国外にいる場合に、その召喚の可能性を問わず、一律に刑訴法321条1項2号または3号により、捜査機関作成の供述録取書に証拠能力が付与される点も問題である。同号の趣旨は要するに公判廷での供述不能の場合を指していると解すべきであるところ、交通手段が高度に発達した今日では、国外にいることが公判廷での供述不能を直ちに意味するとは言えないからである。被告人の反対尋問権を保障するために、国外にいる証人については、召喚状を出し、これに証人が応じず出頭しない場合に初めて、その証人の供述録取書に証拠能力が付与されるべきである。

したがって、上記⑩ないし⑬のとおり刑訴法が改正されるべきである。

II 公判段階における 外国人被疑者・被告人の権利

- ⑭ タガログ語、ウルドゥ語、ベンガル語、タイ語など、最近刑事司法での使用が増加している言語について、刑事司法における通訳人を積極的に養成する公的な機関を創設し、かつ、養成された通訳が刑事訴訟の通訳人として適切であるか否かについての資格認定制度を設けるべきである。
- ⑮ 上記養成制度、資格認定制度の運用については、警察、検察以外の機関によって担当されなければならない。

日本の刑事裁判では、これまでも英語、中国語、朝鮮語などの通訳がつく事例は多かったが、最近いわゆる外国人労働者の増加などの要因によって、タガログ語、ウルドゥ語、ベンガル語、タイ語などの通訳が必要となる事例が増加している。

残念ながら、日本においてこれらの言語を十分にマスターしている人は少ない。さらに、刑事裁判の通訳人は、単に一般的な語学力を備えていれば足りるというものではない。刑事裁判は、公訴事実の有無をめぐる審理が行われ、最終的に裁判所によって事実認定、量刑がなされる。その結果は、被告人の一生を左右しかねないような重大なものとなる。通訳の誤りが事実認定に影響を与えるということは決してあってはならないことであり、そのためにも、通訳人は優れた語学力を備えた者でなければならない。刑事裁判では、証言内容があいまいな場合も少なくなく、また内心の意志にかかわる微妙な表現が用いられることも多い。難解な法律用語も使用される。これらを誤りなく通訳する語学力を備えるのは至難である。

上記の言語について、刑事裁判の通訳を充分こなせる者は、極めて少ないと言わざるを得ない。そして、こうした現状は、近い将来自然に解消されていくものとは到底考えられない。刑事司法にとって、また被告人の人権保護という観点から考えて、由々しい事態と言える。

最高裁は、こうした現状を踏まえて、法廷通訳人名簿の整備・充実などを内容とする刑事・家庭局長通達（1989年9月25日付）を出し、また、黙秘権の告知

など定型的なものや、難解な法律用語について少数言語の対訳作成に着手し、さらに通訳人に対して日本の刑事手続きを説明した文書やあらかじめ通訳人として心得て欲しい事項について解説した文書を作成するなど、法廷通訳の強化方針を打ち出している。現状を正しく認識した方針として評価できる。

しかし、少数言語についてはそもそも通訳人になりうるような語学力を備えたものが極めて少なく、新たに名簿に登載されるような人がどれだけ出てくるのかはなほだ心許ないものがある。また、対訳の作成自体は正しい方向であるとしても、これだけで通訳人の能力が飛躍的に高くなることは期待できない。

結局のところ、上記の言語についての刑事訴訟の通訳人を積極的に養成していくための機関を公的に創設する以外に方法はないのではあるまいか。そして、その機関で養成された通訳人について、それが刑事訴訟における通訳人として適切であるか否かについての資格認定制度を設けるべきである。

さらに、刑事訴訟における通訳人は、公平中立な立場に立つべきものであるから、その養成や資格認定は、刑事訴訟において当事者ないしこれに準ずるような立場にたつ検察、警察の機関によって担当されるべきではなく、第三者的な機関によって維持運用されなければならない。

⑯ 通訳人の語学力につき、通訳開始前に審査をする法制度（裁判官のほか、検察官、弁護士、被告人に質問する権利を認める）を設けるべきである。この審査の結果通訳人の語学力に疑問があると判断される場合には、検察官、弁護士、被告人の申立により、または裁判官の職権により当該通訳人を選任しないこととすべきである。

⑰ 通訳人が通訳を開始した後も、同様の事由が判明した場合には、通訳人を排斥する制度を設けるべきである。

前述した通訳人養成、資格認定制度が創設され、資格を備えた通訳人が実際に活躍するようになれば、通訳人の語学力を憂慮する必要はなくなるであろう。しかし、現状の下では、裁判所が選任する通訳人においても、その語学力に問題がある場合

が少なくない。

したがって、語学力に疑問が残る通訳人については実際に通訳を始める前に、これをチェックする制度が不可欠である。現在でも、裁判官によつては、通訳人宣誓の後、通訳人に経歴、当該言語を習得した経緯などについて質問をする運用が行われてはいる。しかし、これはあくまで運用にすぎないのであり、多くの裁判官はほとんど通訳人の語学力について個別の審査をしないか、あるいはしているとしても形式的なものに止まっているのが現状である。また、当事者である検察官、弁護士、被告人には、通訳人の語学力について、質問をする権利は保障されていない。法律によつて、これらの権利を保障する審査制度を創設すべきである。

そして、この審査の結果語学力に疑問が生じた場合には、これを排斥すること、そして、検察官、弁護士、被告人に排斥の申立権を認めることを明文で規定すべきであろう。

もちろん、通訳人排斥は通訳開始後においても認められるべきである。

- 18 通訳人の除斥制度を設け、以下の場合を除斥事由とすべきである。
- ア 刑訴法20条（裁判官の除斥）に規定する事項に該当するとき
 - イ 通訳人が司法警察職員、検察官または弁護士であるとき
 - ウ 当該事件における捜査段階の取り調べを行ったとき、またはこれに通訳として関与したとき
- 19 通訳人忌避の制度を設け、除斥事由があるとき、または不公平な通訳をするおそれがあるときは、検察官、弁護士、被告人にその申立権を認めるべきである。

通訳人は公平無私な立場で通訳を行うべきである。この点では、裁判官の立場と極めて類似する。したがって、裁判官と同様に、当該事件と一定の関係にある者は通訳人となるべきではない。裁判官の除斥事由は基本的に通訳人の場合にも妥当する。

さらに、通訳人の場合には、裁判官の場合と異なり現に司法警察員であるもの、

検察官、弁護士であるものについても、選任される可能性がある。実際に、適当な通訳人がいないという理由で、現職警察官が法廷通訳人となった、という事例が存在した。警察官は、刑事訴訟において当事者に準ずる立場に立つのであるから、その通訳内容の公平さに多大の疑問が残る。これらの者についても、通訳人になることを認めるべきではない。

また、当該事件において捜査段階での取り調べを行い、またはこれに通訳として関与した者が、法廷でも通訳を行うことは許されるべきではない。取り調べに関与し、その供述を聞いたものは、予断をもって通訳を行うということがあり得るのであって、公平とは言えないからである。特に、調書が不同意となっている場合には、その弊害が大きい。現状では、捜査段階での通訳人が法廷での通訳も行うというケースがままあるので、明文の除斥規定を設ける必要性は極めて高い。除斥規定と同様の理由で、通訳人忌避の制度も創設するべきであろう。

- 20 通訳人が誤まった通訳をした場合について、検察官、弁護士、被告人に異議申立てを認める規定を設けるべきである。
- 21 上記の異議申立てがあった場合には、裁判官は、ただちに理由の有無が判断できない場合には、その判断を留保して別の通訳人に鑑定を命ずることができることとするべきである。
- 22 調書成立後異議に理由があると認められた場合には、調書が訂正されるものとするべきである。

現行法上、通訳内容の誤りに対する独自の異議制度は存在しない。証拠調べに対する異議（刑訴法309条1項）による方法はあるが、この場合、「個々の行為、処分または決定ごとに、簡潔にその理由を示して、直ちにしなければならない（同刑訴規則205条の2）」とされており、通訳内容の誤りについてこの異議によるのは弁護士、検察官にかなりの困難を強いることになりかねない。特に少数言語の場合にその弊害が顕著である。また、異議の申立てがあった場合に、「遅滞なく決定しなければならない（刑訴規則205条の3）」というのは裁判官に困難を強い

るものといえる。

なお、公判調書の記載に対する異議（刑訴法51条1項）は、通訳内容の誤りにもまで及ばないと解釈されている。

したがって、通訳内容の誤りに対する異議の制度を明文化し、その場合に適した処理の方法を明らかにしておくべきである。

この異議制度において、検察官、弁護士、被告人に申立権を認めるのは当然のことである。

異議が提出された場合、訴訟関係人等の意見及び通訳人の意見を聞いて、裁判官が判断をすることになるが、裁判官に語学能力がない場合には、判断が困難になる。こうした場合には、判断を留保して後日鑑定を命じるというのが妥当な解決であろう。

- 23 通訳人を付する事件においては録音装置による録取および保存を義務づける規定を設けるべきである
- 24 録取された内容については、検察官、弁護士はいつでもその聴取を請求することができること、その場合に立会人を同席させることができること、録音内容を複写（ダビング）できることをそれぞれ明文で認めるべきである。

前述した異議が提出された場合、裁判官がその理由の有無を判断するためにも、また鑑定を実効的なものとするためにも、原証言および通訳内容が再現され得る状態になっていなければならない。

現行法では「証人、鑑定人、通訳人の・・・尋問および供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述については・・・録音装置を使用してこれを録取することができる（刑訴規則40条）」とされており、録音は裁判官の各自の判断によるものとなっている。このため、通訳内容の録取に関して画期的と評価すべき最高裁判所刑事局長通達（1989年11月30日付）においても、裁判官の判断で録音がなされた場合には、そのテープを保存するよう義務付けるといった内容に止まっている。この点は、はっきりと録取の義務を明文化すべきである。

録音されたテープは、異議申立ての判断材料としても活用されるべきものであるから、検察官、弁護人に録取請求権を認めるべきである。そして、弁護人等に語学力が不足する場合には、当然語学力ある者に協力を求めることになるから、聴取の際これらの者に立ち会いをさせること、さらにテープを複写（ダビング）して聞かせることについても、検察官・弁護人の権利として保障すべきであろう。前述した通達により、運用としては弁護人等の聴取、複写を認める方向となることが期待されるが、この点は明文で規定するのが本来の筋である。

25 弁護人、検察官に対し、裁判所に選任された通訳人とは別に自らの通訳人（資格の有無を問わない）を公判に同席させること、また同席させた通訳人と協議をし、かつ通訳人を介して被告人と打ち合わせする権利を認めることをそれぞれ法定すべきである。

弁護人の通訳人同席は、横浜地方裁判所横須賀支部において米軍軍属を被告人とする事件の場合に慣例として認められている。前述した異議制度を実効的ならしめ、また異議に対する判断を簡易、迅速化するためにも、また、法廷内での被告人、弁護人の打ち合わせを実効的ならしめるためにも、通訳人の同席はきわめて有益なものと言える。

26 通訳に関する費用については、被告人に負担させるべきではない。

B規約14条3項は、「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助をうけること」を保障している。同規約は、日本も批准しており、その内容は日本国内においても法規範性を有する。したがって、裁判終了後であっても、通訳人に関する費用を被告人に負担させることはできないはずである。

ところが、現在の刑事裁判においては、訴訟費用を被告人に負担させるとの判決の場合、刑事訴訟費用等に関する法律により通訳人費用もこの訴訟費用に含まれることとされており、通訳人費用も被告人の負担とならざるを得ない。これは上記人権規約の規定に違反するものと言わざるを得ない。

したがって、訴訟費用の負担を命ずる場合、通訳人費用を含まない旨判決中に明記すべきである。

III 微罪起訴などの運用

27 来日アジア人など来日外国人の犯罪について、検察庁は、日本人による犯罪よりも不利益に扱ってはならない。例えば、東京地方検察庁は、来日アジア人の犯罪については、微罪であっても起訴処分をしているが、このような取り扱いは、来日アジア人を日本人よりも不利益に扱うことであり、改めるべきである。

1 起訴便宜主義と訴追裁量

刑訴法 248条は、起訴便宜主義をとり、検察官に起訴をするかしないかの裁量権を与えている。「起訴法定主義の長所は処理の画一性にあり、それによって、平等と法的安定性が確保されるに対し、起訴便宜主義の長所は、実際に処罰の必要ない者に対する手続、処罰を節約することができ、検察官の訴追に刑事政策的考慮を介入させることによって、一般予防、特別予防に役立たせうる点にある」（平場安治他共著「注解刑事訴訟法」中巻青林書院新社 230頁）とされる。しかし、起訴便宜主義は、検察官に無制約の訴追裁量権を与えるものではなく、最高検検事（当時）の本田正義氏も、実務上「起訴猶予にもおおよその基準というか尺度といったものが存在して」おり、基準がないとすると、「刑事裁判に不公平と不正義をもたらすことになりかねない」（ジュリスト 389号40頁）としている。つまり、検察官の訴追裁量は、実務上形成された基準に照らして、当該事案の解決として合理的といえる範囲に限り認められるものというべきである。

2 訴追裁量の逸脱とその効果

最判昭和55年12月17日（刑集34巻 7号 672頁、判時 984号37頁）は、「検察官の裁量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしめる場合のあることを否定することはできないが、それは例えば公訴の提起行為自体が職務犯罪を構成するような場合に限られる」と判示しているが、右判決も指摘しているとおり、訴追裁量は、「裁量権の行使については種々の考慮事項が刑訴法に列挙されていること（刑訴法 248条）、

検察官は公益の代表者として公訴権を行使すべきものとされていること（検察庁法 4条）、さらに、刑訴法上の権限は公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ誠実にこれを行使すべく濫用にはわたってはならないとされていること（刑訴法 1条、刑訴規則 1条 2項）」などからすれば、たとえ公訴提起自体を無効としない場合であっても、公訴提起が不当と評価される場合が存するというべきである。なお、学説上の通説は、起訴猶予にすべき事件を起訴した場合は、訴訟条件を欠くものと考えている。

したがって、もしも、特定の検察庁が、ある一定の範囲の被疑者に限って、それ以外の被疑者とは異なる起訴基準を適用し、起訴猶予相当事案をも起訴しており、かつ、右の選別が不合理な刑事政策に基づいているものとする、検察庁は、典型的に不公平・不当な訴追裁量を行使していることになる。

3 微罪処分

いわゆる「微罪処分」とは、刑訴法 246条但書を根拠として、検事総長の示した基準に基づいて各地方検察庁の検事正が管轄区域内の司法警察員に対して行なう指定に基づいて、司法警察員が事件を検察に送致しない処分である。警視庁における微罪処分の運用基準は、以下のとおりである。

(1) 対象事件

成人事件であって、次表の要件を充足しているもの

罪 名	要 件
窃 盗 詐 欺 横 領 贓 物	1 被害額が僅少なもの 2 犯情が極めて軽微なもの 3 被害が回復され、被害者が処罰を希望しないもの 4 素行不良者でない者の偶発的犯行で、再犯のおそれのないもの
賭 博	1 賭けた財物が極めて僅少なもの

- | |
|--------------------------|
| 2 犯情が軽微なもの |
| 3 共犯者のすべてについて再犯のおそれのないもの |

(2) 除外事件

- ① 被疑者を逮捕した事件
- ② 令状の発付を受けて押収、捜索、検証その他の強制捜査をした事件
- ③ 告訴、告発、請求又は自首に係わる事件
- ④ 検察官から特に送致するよう指示された事件
- ⑤ 駐留軍構成員、軍属、家族が被疑者である事件

(3) 被害額については、1982年当時は1件5,000円を目安として運用されていた。

微罪処分制度は、検察官が司法警察員にその処分権を委任し、起訴するかどうかの吟味を行なわないという制度であるので、微罪処分相当な事案は、単なる起訴猶予相当事案よりも軽微な事案である。したがって、もしも微罪処分相当事案を起訴した場合は、単なる起訴猶予相当事案を起訴した場合よりも、訴追裁量の逸脱の程度は著しい。

4 微罪起訴

今仮に、客観的には微罪処分相当或は微罪処分として処理することが可能な事案のうち、送検され、公判請求された事案を微罪起訴と呼ぶ。微罪起訴は、訴追裁量の点からみれば、裁量逸脱の程度の著しい起訴であり、被疑者からみれば、微罪処分にされずに送検され、さらに起訴猶予にされずに公判請求されるという二重に不利益な処分である。1984年1月から87年10月までの間に東京地裁で判決の言い渡された外国人万引事犯で被害額が1万円未満のものは3件しかなかったのが、1989年になってからは被害額が軽微な犯罪に対する起訴が目立って増えてきたことが指摘されている。当協会の調査でも、東京地検においては、来日アジア人に対して微

罪起訴が行なわれることがあることが判明した。以下のような事例がある。

(事例4は、厳密には微罪起訴の事案ではなく、起訴猶予相当であるのに起訴された事案である。)

(事例1)

1989年7月3日に東京地裁で判決の言渡しのあった中国人女性就学生(25歳)の事例。

上野ABABで、3000円相当のリップスティック1本を万引きした事案で、被告人には、前科・前歴がなかった。店を出ようとした途端に警備員に捕まったので被害も回復されている。

この事例は、1989年10月2日付の毎日新聞朝刊の「漂着列島」第7回に、来日アジア人に対して「冷たい司法」を象徴する事例として引用されている。

(事例2)

1989年7月7日に東京地裁で判決の言渡しのあったフィリピン人男性就学生(22歳)の事例。

ジャスコ葛西店で、時価合計5190円相当のコンパクトディスク2枚を万引きした事案で、被告人には、前科・前歴がなかった。店を出ようとした途端に警備員に捕まったので被害も回復されている。被告人は、日本人と結婚した姉と同居しており、姉夫婦が身元引受人となっていた。また、逮捕の前月までの日本語学校への出席率は約90%で、アルバイトはしていなかった。

この事例では、弁解録取書を除いて、検察官面前供述調書が作成されていないが、それは、この事例が余りに軽微な事案であったため、捜査機関が取調の熱意を持たなかったためである。

(事例3)

1989年10月3日に東京地裁で判決の言渡しのあった中国人男性就学生(33歳)の事例。

1987年10月から翌1989年1月までは、日本語学校学生として適法に滞在していたが、持病の腎臓病が悪化したためアルバイトができなくなり、学費が支払えなくなった。被告人は学費支払の担保として日本語学校にパスポートを取り上げられ、生活費にも困窮した状態になり絶望の日々を送っており、公園等で寝泊りしていた。

被告人は、1989年8月、2日間何も食べていない状況で、駐車中の自動車の中からバックを窃取したが思い直し、近くの石の上にバックをおいて立ち去ろうとしたところを、そのバックの所有者に捕まった。前科・前歴の有無については、検察側・弁護側ともに主張していない。

(事例4) 来日外国人に対する微罪起訴の現状と今後の展望

東京地裁八王子支部で審判されたアジア人男性留学生(42歳)の事例。

本国では大学の助教授であったが、日本に私費留学していた。肺炎になりアルバイトができなくなって、3日間で食パン半斤という生活をしていたところ、ドアが開いている駐車中の自動車の中からリュックサックを窃取し、その場で所有者に捕まった事案。前科・前歴はない。被害者は、被告人の起訴を知って、被害を届けたことを後悔していたという。

当協会は、1989年12月に外国人刑事事件の経験があると思われる弁護士に対してアンケートを行った。東京及び横浜の弁護士からは30件の回答があったが、そのうち、検察官の起訴処分を相当とするもの10件、検察官の起訴処分を不当であるとするもの19件、検察官の不起訴処分を相当とするもの1件であった。1審段階での要通訳事件の終局数が、1988年は486件(全国合計)であるから、30件の回答は、全国の1年分の件数の約6%にあたる。回答のあった30件のうち起訴になった事例は29件だから、弁護士が起訴処分を不当としたものは、その約65・5%の高率になる。29件の全てが起訴か不起訴かの限界事例とは考えられないので、東京及び横浜地検は、起訴・不起訴限界事例を全て起訴しているのではないかとさえ疑われる。なお、起訴処分不当としたもののうち、微罪処分相当が3件、略式相当としたのが3件、起訴猶予相当としたのが8件、その他5件であった。

5 微罪起訴の背後にある刑事政策

微罪起訴の背後にどのような刑事政策があるかは明らかではないが、このような事案では、論告で「一般予防」が強調されることが多いこと、法務省刑事局は「留学生が本国へ送金しながら万引きした場合、金額的には少なくとも、日本人の主婦が出来心で、というのとは違うので放置できない」(朝日新聞1990年1月10日付朝刊第4面「外国人への判決重すぎないか」)としていること、他に積極的理由が見当たらないことから、来日アジア人に対しては、厳しい態度で臨まなければ治安が

維持できない、との考え方が背後にあるものと思われる。また、事例4のケースでは、公判立会検事が国選弁護人に対し、アジア人犯罪は全件起訴が原則だ、と述べたことも報告されている。しかし、日本人窃盗犯の場合などは、「最初の3回程は起訴猶予になる」(罪と罰第25巻2号12頁)現在の実務の一般的運用からすると、治安維持は、来日アジア人に対する不利益な訴追裁量の行使を正当化する程の理由とはならない。

なお、来日外国人の増加によって治安が悪化するという根拠は統計上見当たらない、という指摘もある。かつて、保釈率が東京主導の形で遞減していったが、現在東京地検(と横浜)で進行しつつある、来日アジア人に対する起訴猶予基準の厳格化が全国レベルに波及するおそれなしとしない。

6 結論

以上から、微罪起訴は、刑訴法上極めて不当なばかりでなく、法の下での平等の原則からすると、憲法上も疑義がある。現在の実務上、来日外国人については在宅起訴が行なわれるのは稀であるため、被告人は約2か月間の勾留を余儀なくされることも考慮すれば、来日アジア人の軽微犯罪については、必要以上の害悪(身柄拘束)が与えられているという他はない。

以上の諸点を踏まえ、当協会は、来日外国人に対する検察庁の取り扱い、特に東京地方検察庁の現在の起訴裁量の運用の改善を求める。

IV 勾留された 外国人被疑者・被告人の処遇

28 逮捕・勾留された外国人被疑者・被告人の処遇について以下のとおり改善されるべきである。

- 1 大使館との交通権の保障
- 2 当該被疑者・被告人の第一言語による、親族・知人との面会
- 3 第一言語による信書の発受
- 4 通訳の無料援助
- 5 当該被疑者・被告人の文化・宗教の尊重
- 6 別件についての逮捕・取調の禁止
- 7 暖房設備の設置

1 大使館との交通権の保障について

最低基準規則第38条1項は、「外国人の被拘禁者は、自己の属する国の外交代表または領事と交通するために、相応の便宜が与えられなければならない。」と定め、国連新原則の原則16第2項は、自国の領事館・大使館との通信権の告知の義務を定めている。しかし、現在の警察実務は、日本語及び英語で記載された「領事官への通報要請確認書」で被疑者に領事館への通報の意思の確認を求め、担当の警察官が領事館へ抑留した旨を通報する扱いとなっている。警察の右取扱は、以下の点で問題がある。

(1) 通報要請確認書には、「あなたは、あなたの国籍を有する国の領事官に抑留されていることの通報を求める権利及び我が国の法令の範囲内で上記の領事官に信書を発する権利を有しています」との記載がある。右記載は、電話による通信や接見交通についての記載を欠き、問題である。

(2) 英語と日本語の記載のみしかないので、確認書に記載された権利の内容が、被告人・被疑者に理解されているか疑問がある。

(3) 後に述べるように、英語以外の外国語による信書の発受を認めない運用

がなされており、国際人権法上問題である。

また、ヨーロッパ刑事施設規則第44(1)は、「外国籍を有する被拘禁者に対しては、遅滞なく自己の属する国の外交代表または領事と接触する権利を有することを告知され、交通するために相応の便宜を与えられなければならない」と定めている。

2 親族・知人との面会

国連新原則の原則19は、「抑留または拘禁された者は、特に、家族の訪問を受け、家族と通信する権利を有するものとし、外部社会とコミュニケーションする適切な機会を与えられるものとする。但し、法または法に従った規則により定められた合理的な条件及び制限に従うものとする。」と定め、被拘禁者とその親族との交通権を保障している。(なお、最低基準規則第37条、92条参照。)

ところが、現在の警察及び拘置所の取扱では、一般接見は日本語のみの使用が許され、外国語での接見は署長(所長)の許可が必要とされている(根拠は、監獄法施行規則第128条)。英語のみは許可されるのが通例のようであるが、その他の言語は許可されない(一部の拘置所では朝鮮語、中国語等も許可される場合がある)。その結果、日本語または英語のできない被疑者・被告人は一般接見が全面禁止されているのと同じことになる。

現在の取扱は、国際人権法からみて極めて不当であるので、直ちに運用を改め、被疑者・被告人の第一言語による親族・知人との面会を認めるべきである。

3 第一言語による信書の発受

国連新原則は、信書の発受も保障したものであるが、監獄法施行規則131条1項は、在監者に翻訳費用を負担させても良い、との規定を設けている。東京拘置所では、原則として、英語以外の外国語の信書は被告人に渡さないし、被告人が書いても投函しない。(但し、英語以外の言語であっても、被告人と弁護人間の信書の発受は許している)

このような運用は、被疑者・被告人の通信を不当に制限しているので、直ちに改めるべきである。

4 ヨーロッパ刑事施設規則第93は、「未決被拘禁者は、特に当局とのおよび防禦のための必要な面会通信のため、通訳の無料援助が与えられなければならない」と規定しているが、日本の刑事施設でも同様の取扱がされるべきである。

5 文化・宗教の尊重

最低基準規則第6条2項は、「被拘禁者が属する集団の宗教的信条及び道徳律を尊重することが必要である」と定め、同41条1項は、「同一宗教に属する被拘禁者が相当多数収用されている場合には、その宗教の、資格ある代表者が任命または承認されなければならない」と定めている。

しかし、イスラム教徒の被疑者が警視庁の代用監獄で豚肉入りの料理を出され、豚肉が食べられないなら、それをよけて食べるように、と言われた事例や正座を強要された事例が報告されている。特に、代用監獄においては、被疑者・被告人の宗教・文化・習慣の尊重が極めて不十分なようである。

また、国籍によっては、同性といえども人前で裸体を晒さない習慣をもつ被疑者・被告人に対しても入浴上の配慮は何もなされていない。

以上のようなことを逆手にとって、パキスタン人の被告人を裸にしたり、豚どいつて罵ったりして自白を強要しようとする例も見られる（1989年10月31日付朝日新聞朝刊）。

なお、ヨーロッパ刑事施設規則第47（1）は、「施設の中に同一宗派に属する被拘禁者が相当数いる場合はこの宗派の資格のある代表者が任命され又は承認されなければならない。被拘禁者の数からみてそれを正当と認め、事情が許すときは常勤制の措置がとられなければならない」と定めているが、日本の刑事施設にも多数のイスラム教徒や小乗仏教徒などがいるのであるから、これらの宗教の教誨師を配置すべきである。

以上、被疑者・被告人の拘禁施設においても外国人の文化・宗教が尊重されるべきである。

6 別件逮捕・取調の禁止

違法滞在の者は、違法滞在を理由にいつでも現行犯逮捕することができる。別件の被疑事実が固まっていな

留を利用して、別件について取り調べる事例が近時めだつてきている。違法滞在を理由とする別件逮捕は、別件についてすら令状を要しない点で極めて危険な運用である。横浜地検は、89年、大麻取引の行われていた飲食店に、「不法」就労していたタイ人を入管法違反で現行犯逮捕の後に同法違反で起訴し、起訴後勾留を利用して、国選弁護人の選任されるまでの間、大麻についての取り調べを連日行っていた（結局、大麻についての起訴はなかった）。また、警視庁は、1990年1月、ナイジェリア女性が刺殺された事件で、同居の同国人男性を入管法違反で現行犯逮捕している（1990年1月16日付毎日新聞）。

このような取り扱いは、憲法の定める令状主義を潜脱するだけでなく、「自白させ、その他自己に罪を着せ、または他人に不利な証言をさせることを強制するため、抑留または拘禁されている者の状態を不当に利用することは禁止される」と定める国連新原則の原則21、恣意的逮捕・拘禁等を禁止する世界人権宣言第9条、B規約第9条1項にも違反するものであり、許されない。

また、違法滞在中で逮捕された者に対し、容易に勾留やその延長を認める裁判所の運用も、以上のように国際人権法からみて極めて不当である別件の取り調べを可能ならしめるので、不当というほかはない。

また、別件取り調べによって作成された供述調書等の証拠能力は否定されなければならない（国連新原則の原則27）。

7 暖房設備の設置

暖かい国で育った者は、単に寒さに慣れていないと言うだけではなく、幼少時に有効汗腺の数が定まることから、寒さに適応できない体質を持っている。フィリピン人やタイ人等、南国育ちの外国人にとっては、日本の冬は特に寒いのであって、これらの外国人を暖房のない留置場・拘置所に拘束することは拷問に等しいといわなければならない。現に、南国の被告人の殆どは、冬期は、両手両足が強度の霜焼けになり、手などにひびが入り、そこから出血している。

最低基準規則第10条は、「被拘禁者の使用に供する設備、特に就寝設備は、全て健康保持に必要な条件全部を満たしていなければならない。気候条件及び、特に、空気量、最低床面積、照明、暖房、換気について適切な考慮が払われていなければならない」と定めている。

日本人被告人についても、冬期に暖房を備えるべきは当然であるが、有効汗腺の数が多く、体温を奪われやすい体質を持っている被告人に対しては、暖房の必要は特に大きい。

したがって、東京拘置所などに暖房設備がされていない状態は、上記の最低基準規則第10条や非人道的取扱を禁止した国連新原則の原則 6、世界人権宣言第 6 条、B 規約第 7 条、「拷問及びその他の残虐、非人道的または侮辱的な取扱または刑罰を受けることからすべての者を保護することに関する宣言」第 2 条に違反する。

したがって、すべての拘禁施設に暖房設備が設置されるべきである。

V 刑事手続きと

出入国管理との関連

外国人の場合、日本人と異なり、起訴されて刑事裁判を終えた後、さらに出入国管理の壁が待ち受けている。特に、執行猶予の判決を受けた外国人については、判決後の在留資格が即現実の問題となる。現行の外国人被告人に対する入管法の運用は、極めて問題を含むものであり、抜本的な改革が急務である。

外国人が刑事裁判を受ける際の在留については、大きく 3 つの場合がある。

第 1 は、逮捕以前に既に在留期限が過ぎていた場合

第 2 は、刑事裁判中に在留期間が経過してしまった場合

第 3 は、刑事裁判以降に在留期限が到来する場合

第 2、第 3 の場合は、さらに

イ、在留資格の更新申請を行った場合

ロ、更新申請を行わない場合

とに分けられる。

そして、右各場面に応じて、外国人被疑者の受ける不利益の態様が異なるため、以下、現に生じている問題点と、あるべき出入国管理の在り方について、次のような提言を行う。

29 外国人被疑者・被告人に対する裁判中の在留資格を付与し、外国人被疑者・被告人の地位を明確にすべきである。

30 外国人が被害者等の場合にも、当該事件の判決確定まで在留資格を認め、その地位を保障すべきである。

1 現行制度では、外国人被疑者・被告人が勾留され、裁判中に在留期限が経過した場合（第 2 の場合）、被告人本人（ないしこれに準ずる者）からの申請がなければ出入国管理局の側で、在留資格を付与するなど、在留のための何らかの措置を取ることとはない。在留資格の更新は本人の出頭による自己申告がなければ認めないとの、

入管法法の建前を貫いた結果である。

しかし、勾留中の外国人のおかれた状況は、日本における通常の在留状態とは全く異なる。自ら入国管理局に出頭することは不可能である。しかも、この場合は、日本国が当該外国人に対し刑事裁判を受けさせるため、日本に在ることを許容しているのであり、外国人自身は本人の意思に関わらない事情により『日本にいさせられている』のである。これを、形式的な自己出頭主義に基づき、裁判中の外国人の在留資格を「空白」にしておくことは、日本政府の対応としても自己矛盾であり、当該外国人を極めて不安定な地位に陥れることとなる。

2 第2のロについては、本人出頭により行われる更新申請を、勾留されている外国人被疑者・被告人が行うことは不可能である上、警察・拘置所内で言葉の不自由な彼らは、弁護人や親しい友人が気付いてくれない限り、なす術もなく更新申請を諦めざるを得ないのが実態である。前述のように、この場合刑事裁判手続きの関係上外国人が好むと好まないにと拘わらず在留せざるを得ない状況であるから、裁判が終わるまで何らかの在留資格（例えば、「裁判手続き中」の特定活動といったもの）を付与すべきである。次に述べるように、入管法上、検察官は入国管理局に通報する義務があるから（同第62条2項）、入国管理局当局が、外国人被疑者・被告人の在留状況を把握することは容易である。にも拘わらず、外国人被告人の裁判中の在留資格を明確にせず、空白状態のまま外国人に刑事裁判を受けさせ、その結果として、「不法残留」を理由とする強制退去を行うことは、極めて正義に反する取り扱いと言わざるを得ない。

3 特に、第2のイの場合、即ち、裁判中に、外国人が代理人を通じて更新申請をなし得た場合でも、在留の更新が「不許可」で認められなければ（有罪判決を受けた外国人については、更新が認められることはまずない）、現行入国管理の運用は、「不許可」となった時点で在留期限の時点に遡って『不法残留』となり（不法残留状態が遡及するとの問題）、強制退去手続きに入ることとされている。その結果、現行の入管法の規定を超えて、有罪判決を受けた外国人が強制退去させられるとの事態が生じているのである。

入管法は、刑事裁判を受けた者が強制退去させられ得る場合として、

◎ 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法等の規定に違反して有罪の判決を受けた者

◎ 無期または1年を超える刑に処せられた者（ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）

を定め（同法24条4号）、窃盗等について刑事裁判で執行猶予の判決を受けた場合、入管法上、当然には強制退去の事由となっていない。しかし、実際には外国人刑事犯の場合、前述のとおり、

◎ 許可された在留期間を経過して日本に残留した者

即ち、いわゆる『不法残留』のケースとして退去させられることになる。

しかし、繰り返すが、刑事裁判手続きにしても、当該外国人が望んで日本に在るのではなく、日本政府によって、否応無く日本国内に『いさせられている』状態である。それを、一度更新「不許可」となるや、すべてを『不法残留』者として、『強制退去』させるといふのは、外国人に対し余りにも苛酷な処置ではないか。かような解釈がまかり通るために、執行猶予判決を受けた外国人の場合、本来当然には強制退去事由に該当しないにも拘わらず、「判決」→「更新不許可」→「強制退去」という流れによって、国外に追放されてしまうのである。

そして、一旦『強制退去』の扱いにより国外退去させられれば、『強制退去』の事実が記録に残るため、1年間は法律の定めに従い画一的に（同法第5条第1項9号）、さらにその後も、ある入国管理担当官の話によればブラックリストに掲載されているため、再び日本の地に足を踏み入れることは極めて困難である。その意味では、執行猶予の『有罪判決』を受けた外国人は、その犯罪が微罪であろうと否とに拘わりなく、最終的には一律に国外退去という制裁を受けることとなるのである。

4 しかも、裁判中の在留資格を認めないことは、保釈を認めないことに通じる。基本的に長期勾留を免れない外国人の場合に、在留資格がないとの理由のみで保釈が認められないことは、外国人に対し、極めて不利益な取り扱いをなすことを容認することとなる。

5 これらの点を回避するためには、更新申請の有無を問わず在留期限の経過をもって「不法残留」となるという現行の入国管理局の取扱いを止め、裁判中の外国人

に対し何らかの在留資格を付与すれば、少なくとも裁判終了までの外国人の地位は確保され、「不法残留」を理由とした、保釈不許可、及び強制退去という事態は回避できるものである。具体的には、被疑者・被告人に対し当然に『特定活動』による在留資格を付与する運用に改めるべきであり、より抜本的には入管法を改正し、『裁判中』という在留資格を明確に規定すべきである。

6 また、外国人が被害者等の場合にも、現行制度では裁判開始前ないし途中で本国に送還される事態がままあるが、事実関係を明らかにするためにも、これらの外国人に対し、当然に在留資格を付与すべきである。

31 現行の入管法の運用が、法で定めた『強制退去事由』を潜脱し、広く有罪判決を受けた外国人を強制退去させている運用を、直ちに改めるべきである。

1 第2のイの場合、すなわち裁判手続き中更新手続きを行っていた場合については、前述したように、有罪判決が、二重の懲罰的な結果をもたらす。即ち、裁判で執行猶予の判決を受けても、在留資格の更新自体が、ほぼ例外なく「更新を認めるに足る相当な理由がない」という抽象的な理由で更新拒絶されてしまうとの問題が生じる。(入管法第21条3項によれば、「前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる」と定め、実務上も更新拒絶の理由は抽象的に掲げるだけでよいとされている。) 犯罪を犯した人間に、在留更新など認められない!ということである。

しかし、かかる外国人であっても、一旦は日本政府が入国を認めたものである。しかも、有罪判決を受けたものの中にも、多様な事案、外国人が含まれている。中には、例えば窃盗事犯の中にも、日本人のケースなら起訴されないものが多数含まれている。また、刑事裁判中に適切な身元引き受けの態勢が整ったり、大学や専門学校、あるいはまた職場のほうで適切な受け入れを認めている場合もある。これら

を一律に、犯罪者として強制退去により『国外追放』してしまうという在り方は、日本国の姿勢として極めて無責任と言わざるを得ない。

2 外国においては、刑事事件で有罪判決を受けた者に対しても、既に生活を行つて来た外国人の『在留の権利』に対し、何らかの配慮を行っている。例えば、アメリカでは、裁判所の「退去強制停止勧告」制度があり、裁判所の判断において刑事判決を受ける当該外国人の国外追放がふさわしくないと判断した場合、判決時ないし判決から30日以内に司法長官に対し勧告できるとしている。そして、この勧告は事実上強制力をもっている。さらに、国内に7年以上居住している外国人に対して、一定の要件下で司法長官の裁量による強制退去からの救済が認められている。

このように、多くの国では外国人の受け入れについて歴史的に何らかの考慮をしてきた経験上、外国人が刑事事件を起こし裁判を受けることと、その外国人の国内における『在留の権利』の問題とは区別して考えるのが一般である。これに対し、日本においては、受け入れた外国人の『在留の権利』自体が確立していない(マクリーン判決によっても在留を権利として認めていない)うえに、特に刑事事件を犯した外国人に対しては、強制退去ないし更新拒絶をもって対処するのが当然との意識が根強く、現に制度上も入国管理の裁量の範囲として右のような運用がなされている。一度刑事事件で起訴され、裁判を受けた外国人については、在留の資格が認められないということである。このような運用により、刑事裁判と入国管理行政とが連動して、外国人を『国外追放』するとの懲罰的な結果が次々に生じているのである。

3 ところで、裁判所が、執行猶予判決を下す場合は、被告人の社会内更生を期待するという判断があるのが通常であるが、その判断にあたって、情状証人などを取り調べて、例えば、日本における社会内更生を適当と認めた場合などは、裁判所が日本での在留を前提に判断しているのであるから、入管当局はその判断を在留資格付与の判断に生かすべきである。

＜資料1＞アメリカ合衆国の 法廷通訳法について

法政大学教授 江橋 崇

1 コモンロー諸国の法廷通訳制度

コモンロー諸国での外国人の刑事手続における通訳の要否の基本ルールは、伝統的には次のようなものである。

- (1) 捜査段階での通訳については、①通訳を求める権利それ自体は憲法上のものではない、②しかし、外国語でなされた供述を通訳した調書は、伝聞証拠となり証拠能力が認められない、③その代わりに、(a)イギリス、アメリカでは通訳人の証言が求められ、(b)オーストラリア、南アフリカなどでは、通訳人が、誠実に通訳したと宣誓した場合に限って、調書の証拠採用が認められている。
- (2) 法廷段階での通訳については、①通訳を求める権利は憲法上のものではなく、通訳人を付するかどうかは裁判所の裁量事項である、②ただし、裁判所が権限行使を誤れば憲法問題（反対尋問権、在廷権、弁護人依頼権）が生じる、と理解されている。つまり、裁量といっても、裁判所は適正手続きが確保されているかどうかを判断する義務があるのである。③弁護人の付いている裁判では、裁判所の義務が軽減される。通訳人の要否については、弁護人も判断する義務があるからである。④いずれにせよ、通訳人が用いられた場合には、費用は裁判所が負担する。

2 アメリカの法廷通訳法

(1) 連邦法の制定に至った背景

アメリカでは、1960年代以降、英語不使用者が増加し、法廷の運営に支障が目立つようになった。加えて、同年代には、障害者の人権運動が高揚し、法廷用語が理解できない聴覚障害者、発声障害者などへの差別を問題視する声も高まった。

連邦の立法も判例も、この問題に対する取り組みは遅れたが、1970年に、ニューヨーク州を管轄とする第二区連邦控訴裁判所は、ネグロン事件判決（U.S. ex rel. Negron v. N.Y., 434 F.2d 386 (2d Cir. 1970)）で、画期的な判例を示した。

この事件は、プエルトリコ出身の出稼ぎ就労青年の起こした殺人事件であるが、被告人は英語を理解せず、一方、弁護人はスペイン語を理解していなかった。ところが、弁護通訳は不十分で、また、法廷通訳人は、スペイン語の証言を英語に翻訳するだけで、被告人のために英語の証言や法廷での手続きの進行状況をスペイン語に翻訳することはほとんどなかった。

裁判所は、この事件では、合衆国憲法修正6条の反対尋問権、在廷権、弁護人依頼権が侵害されていると判断した。さらに、裁判所は、修正6条は公費で通訳を求める被告人の権利を保障しており、裁判所は、公判開始前にこの権利を被告人に理解できるように告知する義務があるとも判示した。

この衝撃的な判決によって、法廷通訳の問題は、基本的的人権の問題と考えられるようになった。

(2) 1978年法廷通訳法の制定

1970年代のアメリカでは、ネグロン判決にもかかわらず、なお、法廷通訳の不足した事例、能力に問題のあった事例、通訳態度に偏見の目立った事例などが生じた。そこで、連邦政府は、通訳を求める権利を法律制度上で具体化することを決意し、認定通訳人制度の導入、法廷通訳人の能力認定基準の整備を柱とする「法廷通訳法」を制定した。

同法により、認定法廷通訳人のリストが整備されたほか、認定法廷通訳人の管轄区域外出張が許容されるようになり、適切な通訳人の不足に対処されるようになった。また、法廷通訳人の使用を認めるか否かの実質的な決定を裁判所と当事者の協議に委せた。さらに、私選の場合には、とくに法廷通訳人としての資格を問題にする事なく、近親者などの無資格通訳人を用いてもよいこととなり、実質的に被告人が言葉によるハンディキャップを負わなくて済むように配慮された。なお、合衆国が当事者の裁判は、原告、被告を問わず全件国費で支弁される。

(3) 1988年改正法の制定
1978年法廷通訳法は、公判段階では相当に権利の保護に役立つが、これを起訴陪審手続きに拡充する必要が生じた。また、78年法ではスペイン語の通訳制度が導入されたが、それに続いてどの言語から認定法廷通訳制度を導入するかが未解決であったので、裁判所事務局長に裁量権が与えられたが、あわせて、裁判官会議の要求する言語について認定通訳人制度を作るべきこと、合衆国全域ではなく、特定地域で使用頻度の高い言葉について、地方版の認定通訳人制度を導入する道も開いたこと、通訳内容の録音の制度が導入されたことなどが主要な内容である。

(4) 州レベルの法廷通訳制度
アメリカでは、各州に刑事司法制度がある。こちらでも、法廷通訳人の制度は議論を呼んでいるが、連邦のような画期的な認定通訳人制度を立法化した州は少なく、多くは、判例法理によって、問題解決の基準を作ってきた。判例は、法廷通訳人の必要性の有無、その能力、偏見の有無などをケースごとに慎重に判断しているようである。とくに、死刑判決の有り得る殺人事件などでは、他の一般刑事事件以上にこの問題にデリケートな神経が払われているように思われる。

(『法学志林』第87巻第4号 江橋崇「裁判を受ける権利と通訳を求める権利」参照)

＜資料2＞アメリカ合衆国法廷通訳法

(1988年改正後のもの、見出しの＜＞部分は訳者の挿入)

訳：法政大学江橋崇ゼミナール

USCS 1827条 合衆国裁判所の通訳

(a) <法廷通訳人認定制度の活用促進の計画>
合衆国裁判所事務局長は、合衆国を当事者とする裁判手続きにおいて認定法廷通訳人及び他の資格通訳人の使用が促進される計画をたてなければならない。

(b) <法廷通訳人の認定制度、その他の資格通訳者、通訳人リスト、報酬額>

(1) 事務局長は、合衆国を当事者とする裁判手続きにおいて、聴覚障害者（発声障害の有無を問わない）またはもつぱらないし主として英語以外の言語を話す者のために法廷通訳人の認定制度が必要であると思料するときは、認定に関する規定を定め、通訳人の適否を判断し、認定しなければならない。

事務局長は、とくにある特定の言語について法廷通訳人の需要があると自ら思料するときは、いかなる言語であつても法廷通訳人の認定を行うことができる。合衆国司法会議から特定の言語について法廷通訳人を認定するように求められたときは、事務局長は当該言語について通訳人の認定を行わなければならない。

巡回裁判区の司法委員会から特定の言語について法廷通訳人を認定するように求められ、合衆国司法会議がそれを承認したときは、事務局長は当該巡回裁判区内で使用される通訳人の認定を行わなければならない。

巡回裁判区の司法委員会は、管轄区域内の各地裁における法廷通訳人の需要を調査確認し、集計しなければならない。

事務局長は、基準（学歴、訓練、経験など）と関連させた実技試験の結果を基礎にして法廷通訳人の認定を行わなければならない。

事務局長は、本法施行後一年以内に本項を実施するための規則を制定しなければならない。

(2) 本法による法廷通訳人としての認定を受けていない他の資格通訳者を法廷通訳人として使用できるのは、本項(1)による法廷通訳人の認定制度がなお実施

されていない言語の事件、その他認定法廷通訳人が本法（d）項にいう合理的な範囲内で利用できない場合に限られる。

事務局長は、本法の対象となるすべての司法手続きにおいて最高水準の正確さが維持されるよう、裁判所が資格通訳者を法廷通訳人に選抜する際のガイドラインを設定しなければならない。

（3）事務局長は、認定法廷通訳人およびその他の資格通訳者をすべて網羅するリストを作成、管理し、合衆国を当事者とする裁判手続きにおいて認定法廷通訳人及びその他の資格通訳者の各々が使用された事例及び認定法廷通訳人の認められた言語について、定期的に報告しなければならない。事務局長は、合衆国を当事者とする裁判手続きで使用された認定法廷通訳人及びその他の資格通訳者に対する合理的な報酬額表を定め、これを定期的に再評価しなければならない。この際には、事務局長は、他の政府機関での同種の作業への一般的な報酬額を考慮しなければならない。

（c）＜法廷通訳人のリストの整備、サービスの管理＞

（1）連邦地方裁判所は、書記官室の保管する書類として、また検察官は書類として、本法（b）項にしたがって事務局長が認定した法廷通訳人をすべて掲載したリストを管理しなければならない。書記官は、要求のあったときに認定法廷通訳人リストが利用できるように整備しておかなければならない。

（2）合衆国を当事者とする裁判手続きで認定法廷通訳人ないしその他の資格通訳者が必要とされたときは、通訳人のサービスの管理については、裁判所書記官ないし裁判長によって任命された他の職員が責任を負う。但し、政府側の証人に関して連邦検察官が通訳サービスの管理の責任を負う場合はこの限りでない。

（d）＜法廷通訳人の使用、テープレコーダー録音＞

（1）合衆国を当事者とする裁判手続きの裁判長は、自身の発意あるいは訴訟当事者の申し立てにより、訴訟当事者（刑事事件の弁護人を含む）または証人が、

- （A）もっぱらまたはほとんど英語以外の言語を話すか、
- （B）聴覚障害（同時に発声障害を持つかどうかに関わらない）を有しており、

そのために、訴訟当事者として訴訟手続きの理解や、弁護人または主任の書記官との連絡が妨げられるにいたっているか、あるいは、証人として尋問の内容理解や証言の遂行が妨げられていると判断するときは、合衆国裁判所事務局長の援助のもとで、もつとも適切な認定法廷通訳人、あるいはそれが欠けたときにはその他の資格通訳者に通訳業務を行わせなければならない。

（2）当事者が請求した場合には、裁判長は、本法によって通訳が使用されている司法手続きにおいてテープレコーダーの録音を行うよう命じるか否かを決定しなければならない。この決定の際には、当該の法廷通訳人の資質及び司法手続きでの法廷通訳経験の有無、法廷通訳の認定制度の導入されていない言語であるか否か、手続きの複雑性ないし長期性、などに配慮しなければならない。起訴陪審手続きにおいて被告発者が請求した場合は、裁判長は、手続きの中で法廷通訳人が使用された部分の録音を命じなければならない。

（e）＜不適切な通訳人の罷免、裁判長による不当な通訳採用拒否の場合の措置＞

（1）法廷通訳人が、裁判長、連邦検察官、当事者（刑事事件の弁護人を含む）または証人と十分に意思疎通ができていないときは、裁判長は、この者を罷免し、本法に基づいて新しい法廷通訳人を確保しなければならない。

（2）合衆国を当事者とする裁判手続きで、裁判長が本項(d)による法廷通訳人の選任を行わないときは、法廷通訳人の配備を請求した者は、認定法廷通訳人の助力を得るように法廷書記官ないし合衆国裁判所事務局長に援助を求めることができる。

（f）＜権利の放棄、私選通訳、費用負担＞

（1）本法（d）項により法廷通訳人を求めることのできる者は、通訳を受ける権利を一部分ないし全部放棄することができる。ただし、証人はこの限りでない。この通訳人の放棄は、その者が弁護人らと協議する機会を与えられ、また、裁判長から、もつとも適切な認定法廷通訳人、またそれが合理的に確保できないときは裁判長が決定するところにより他の資格通訳者の通訳を活用すること、この権利を放棄することの性質と効果について説明されたあとで、記録上明示されて放棄されたときにはじめて効力を生じる。

（2）本項（1）で通訳を受ける権利を放棄した者は、自ら選択して、資格外の

通訳者を活用することができ、その通訳者の報酬、経費は、(d)項による法廷通訳人の報酬、経費と同額とする。

(g) <費用負担、自己負担の法廷通訳>

(1) 認定法廷通訳制度及びその他の資格通訳者の活用の計画をたて、その他本法の規定を執行するに要する費用の支出は、本項(3)を別として、連邦裁判所の権限であり、裁判所事務局長によって支払われる。

(2) 本法の諸規定の執行は、本法の目的を遂行するための適切な財源が利用可能であることを条件とする。

(3) 政府側証人(起訴陪審手続きにおける者も含む)に要した報酬、費用、支出、経費は、本項(4)によって行われたものでなければ、司法省予算のうちから検事総長によって支払われる。

(4) いかなる裁判であれ、本法(d)項による法廷通訳の使用を否定された当事者が請求した場合には、法廷の書記官ないし裁判長によって任命された他の職員は、可能であれば、その者の費用負担による法廷通訳の使用を可能にしなければならない。その際に、予測される費用の予納を求めることができる。

(5) 本法によって集められた金はいずれも、本法の執行に必要な経費の支払いに充当することができる。

(h) <支出の承認>

裁判長は、本法(b)(3)により事務局長が定めた表の基準にしたがって、法廷通訳の報酬、経費の支給を承認しなければならない。

(i) <用語の定義・裁判長>

本法にいう「裁判長」とは、連邦地方裁判所のすべての裁判官、倒産手続きの裁判官、合衆国行政長官及び起訴陪審手続きが連邦検察官の主権で行われる場合の連邦検察官を指す。

(j) <用語の定義・合衆国を当事者とする裁判手続き>

本法にいう「合衆国を当事者とする裁判手続き」とは、連邦地方裁判所で行わ

れたか、あるいは、その裁判権と管轄に属するあらゆる民事及び刑事の裁判をさし、これには、予審手続きないし起訴陪審手続き(及び合衆国の名前で関係者が行うヘイピアス・コーパス手続き)を意味する。また、「連邦地方裁判所」とは、本編5章によって設立された地方裁判所の管轄区域のなかにあつて、連邦議会の法律でその権限のいずれの部分であれ賦与されたあらゆる裁判所を指す。

(k) <通訳の方法、特別通訳サービス>

認定法廷通訳人ないしその他の資格通訳者が本法に基づいて行う通訳は、裁判長が、自己の判断または当事者の申し立てにより、意見を聞いたうえで裁判の効率的な運営のために同時通訳ないし逐語通訳のいずれかで行うことを命じない限り、合衆国を当事者とする裁判手続きのいかなる当事者にも同時通訳で行われ、証人には逐語通訳で行われる。裁判長は、自己の判断ないし当事者の申し立てにより、本編1828条の「特別通訳サービス」(多数当事者裁判での同時通訳サービス)が裁判の効率的な運営を助けると判断したときは、これの使用を命じることができる。

1828条 特別通訳サービス

(略)